

市政に対する要望書
に対する回答書

令和8年3月

(担当：地方創生推進部政策企画課)

1 総括・地方自治

- (1) 連合は、「働くことを軸とする安心社会」（働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会）をめざしている。こうした社会の実現のためには、市民レベルから世界レベルに至る各層での様々な団体との「社会対話」が重要であり、課題解決へ向けた、より具体的で有効な手段として機能させていく必要がある。長岡市におかれても「市民との協働」の理念のもと市民の積極的な社会参加と「対話」を促し、市民力を活かした市政運営を引き続き進められたい。また、市内勤労者を代表する連合中越との対話に今後も協力されたい。あわせて、長岡市が所管する各種審議会、委員会、諮問委員会などの各層代表メンバーに労働者代表を引き続き可能な限り選任することとし、事前に連合中越と調整されたい。

(回答)

本市が将来にわたり活力あふれるまちであり続けるために、現在策定を進めている次期長岡市総合計画では、市民との協働を推進することで、市民力・地域力を活かしたまちづくりを目指しております。

その実現のため、「未来を創る市民活動応援補助金」などにより地域や社会の抱える課題や時代の変化などに応じた必要な支援をしております。また、市民協働センターや地域のコミュニティセンター等において、市民が集い、交流しやすい環境づくりを進め、市民活動を支援しております。

今後も市民がまちづくりの主役として大いに活躍できる社会を目指すことはもちろんのこと、市民や市民活動団体、そして企業といった皆様と対話を重ねることで、協働によるまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

また、各種審議会、委員会などのメンバーには、従来から連合中越をはじめとする各界各層から広く就任していただいております。

「市民に開かれた市政」を実現するためには、情報公開の推進が必要と考えており、そのための施策のひとつとして「審議会等の会議の公開、委員の公募」を掲げ、審議会等の会議録を原則としてホームページにおいて公開することとしています。今後も、広く市民の声を市政運営に反映させていくよう取り組んでまいります。

合わせて、今後も審議会などの設置趣旨を踏まえ、労働者代表をはじめ、広く市民の皆様が委員の就任をお願いしてまいりたいと考えております。

(市民協働課、人事課)

- (2) 市が発注を行う請負・委託契約、指定管理者の指定等については、「公共サー

ビス基本法」にもあるとおり、発注者責任として公共サービスに従事する者の公正労働基準（ディーセント・ワーク、常用雇用、委託労働者の継続雇用、生活賃金など）の遵守などの労働環境の整備に引き続き努められたい。また、公契約においても「ビジネスと人権」に関する問題が発生し得ることを踏まえ、「東京都社会的責任調達指針」などを参考に、適切な策を講じられたい。

(回答)

本市の建設工事の入札参加資格審査においては、ながおか働き方プラス応援プロジェクト賛同企業や、障害者雇用を行っている企業等、本市の施策に参加、協力する事業者に対し、市独自の加点項目に設定しております。今後も、入札手続きの中で事業者の取組を適切に評価することを継続していくことにより、本市企業における労働環境の整備に繋げていきたいと考えております。

指定管理者に対しましては、労働関係法令の遵守について、施設の管理運営に係る仕様や水準を示した業務基準書に明記するとともに、業務の開始後においても、モニタリングにより状況を確認しており、これらのことを今後も継続していきたいと考えております。

(契約検査課、行政管理課)

(3) 県内においても「労働者協同組合法」を活用して、地域資源を最大限に活用し、地域住民が主体的に関わる協同組合を設立・運営することで、地域の持続可能な発展を実現している好事例も増加していることから、長岡市においても「労働者協同組合法」の主旨や法制化の背景を踏まえ、持続可能で活力あるコミュニティの実現に向けた協同組合設立の支援などを積極的に推進されたい。

(回答)

労働者協同組合法は、地域課題の解決を目指す様々な団体が法人格を持つとともに、組合員が労働契約に基づく労働者として保護されることから、地域活性化や雇用の創出などにつながるものとして期待しております。

本市としましても、法人設立の事前相談と申請窓口である県と連携しながら、市民や関係機関に対して、同法の内容や厚生労働省の相談窓口の利用など、制度の周知を図ってまいります。

(人材・働き方政策課)

(4) 行政事務のDX化の推進にあたっては、行政事務手続きの簡素化、各種助成金制度など行政情報へのアクセス向上等に取り組むとともに、地方行政の政策決定過程や行政評価への住民参加を促進させる活用策などを検討されたい。

(回答)

本市では、行政手続のオンライン化や申請書の記入を簡略化する「書かない窓口」、キャッシュレス決済の導入などにより、市民サービスの利便性向上と業務の効率化に取り組んでいます。

今後も、マイナンバーカードの活用と行政手続のオンライン化を進め、住民との接点の多様化により、どこからでも利用可能な行政サービスの実現を目指してまいります。

(行政DX推進課)

2 雇用・労働政策

(1) 長岡市が取り組まれている「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」については、引き続き取組を強化されたい。特に、カスタマーハラスメント防止対策については、「労働施策総合推進法」の改正を踏まえ、長岡市「ノーカスハラ宣言」の取り組みを引き続き強化されたい。

(回答)

本市では、柔軟で働きやすい職場を目指して、自ら目標を設定し、働き方改革を進める企業を「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」賛同企業として322社を認定しています。働き方改革相談員による企業訪問や、賛同企業を対象とした勉強会や研修会、コンサルティングを実施し、引き続き事業者の更なる働き方改革の推進をサポートしていきます。

カスタマーハラスメント防止対策については、「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」賛同企業への声掛けや勉強会の実施、長岡商工会議所との連携などにより、長岡市「ノーカスハラ宣言」のもと、取り組んでまいります。

(人材・働き方政策課)

(2) 最低賃金について、金額の周知とあわせて最低賃金制度の意義・役割について周知徹底をはかられたい。また、中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の利用促進への支援などを行われたい。

(回答)

最低賃金の引き上げにつきましては、労働団体からの要望や、市内企業の賃金改定状況調査を踏まえて、新潟労働局、及び新潟地方最低賃金審議会に対して、引き上げを要請してまいりました。今年度の最低賃金改定の結果を受け、新潟労働局などと連携しながら、ホームページ掲載やポスター掲出、チラシの配布等、周知を行っています。引き続き、様々な機会を捉えて、企業の皆様への周知に努めてまいります。

あわせて、中小企業や零細事業者が最低賃金の引き上げに向けた生産性向上を図るための「業務改善助成金」や「働き方改革推進支援助成金」等、国の助成制度などについても、新潟労働局などと連携しながら、本市が設置する働き方改革相談員による市内企業への無料コンサルティング等を通じて、企業ニーズに則した利用促進を図ってまいります。

(人材・働き方政策課)

- (3) 青年層が労働法制等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を習得する機会を確保するとともに、これらに関する相談窓口の所在などについて周知されたい。さらに、長岡地域若者サポートステーション等の関係者と連携し、ニートや中途退学者などの若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援および職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供されたい。

(回答)

若年無業者の就労支援については、市と県、国が一体的に取り組んでいる「長岡地域若者サポートステーション」の事業を通じて、職場見学や職場体験、企業説明会等の市独自施策により、支援体制を強化しています。また、相談者の希望に応じて、ハローワーク長岡の職業訓練の紹介やポリテクセンター新潟等の職業訓練機関へ繋ぐなど、引き続き情報提供を行ってまいります。

(人材・働き方政策課)

- (4) 地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知及び母国語による相談・支援体制を整備・拡充されたい。また、多文化共生社会への取り組みを一層推進されたい。

(回答)

本市では、令和7年5月、長岡市で働きたい外国人と外国人を採用したい企業の支援を目的に「長岡市外国人材受入サポートセンター」を開設し、外国人材の就労マッチングや体制整備等に関するアドバイスを行っているほか、国際行政書士による、外国人材採用の際の在留資格の手続きや法令に関する相談対応・支援を行っています。

国際交流センター「地球広場」においては、多言語による生活相談窓口を設置するとともに、市政情報等を掲載した多言語情報誌を毎月発行しております。また、外国人市民と地域住民の交流の場を創出することにより、多文化共生意識の醸成を図っております。

今後も引き続き、地球広場を中心に外国人市民の支援等を進め、誰もが暮らし

やすく活躍できる環境づくりに努めてまいります。

(人材・働き方政策課、国際交流課)

3 経済・産業政策

(1) 社会的連帯経済(SSE)は、地域社会の協力と共生を重視し、経済活動を通じて社会的な価値を生み出す理念として注目されている。長岡市としても社会的連帯経済の理念とその実践方法について、市民、企業等と協働してセミナーやワークショップの開催等を通じて共有されたい。あわせて社会的連帯経済の中核となる社会的企業や協同組合に対する、資金調達や運営に関するサポートを行うための専門的なアドバイザーの配置を検討されたい。

(回答)

本市では地域社会の協力と共生を重視した経済活動について、社会的連帯経済の理念とその実践方法を市民や企業と共有できるよう、国等の関係機関からの情報収集に努めてまいります。

なお、社会的企業や協同組合からの資金調達や運営に関する相談につきましては、産業支援課の窓口で受け付けております。

(産業支援課)

(2) 2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」における発注者・受注者のとるべき行動が、あらゆる業種・企業に浸透するように周知されたい。また、市内企業における労務費の価格転嫁状況の調査結果の分析等を行い、好事例があれば共有するなど、価格転嫁が適正に進むように取り組まれたい。

(回答)

労務費などのコスト増加分を適切に価格転嫁することは収益の向上につながることから、市ホームページで価格転嫁の相談窓口である中小企業庁、にいがた産業創造機構などの関係機関の情報やQRコードを掲載しています。また、四半期ごとに実施している長岡市景況調査において、価格転嫁に関する特別質問を追加して調査してきたところです。下請法から取適法への改正を含め、適切な価格転嫁の促進に向けた情報提供や啓発に引き続き努めてまいります。

(産業支援課)

(3) 市内企業のDX化やGX推進の取り組みに対して支援を行うとともに、「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措

置を行なわれたい。その際、特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配せと強力な支援を行われたい。そのために、①失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じうる産業・地域の特特定と、その影響度の測定と分析を進められたい。②地域における雇用吸収力のある「グリーンな産業」の育成、労働者の教育・訓練、社会保険や住宅などの社会的セーフティネットの強化等の必要な対策を一体的に検討されたい。

(回答)

急速に進む人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、市の経済を支える中小製造業の事業継続を困難にする大きな課題であると考えており、本市では、人手不足や生産性向上の課題解決を目的としたデジタル技術の導入や設備投資にかかる費用を補助するほか、NPO 法人長岡産業活性化協会 NAZE と連携して、製造現場におけるデジタル技術の実装を伴走型で支援しております。また、これを取り扱うことのできる人材育成にも取り組むことで、市内企業のDX化を推進しております。

雇用への悪影響については、国・県の施策や統計情報を注視し、必要に応じて関係機関と連携しながら、中小・零細事業者への影響を適切に把握し、支援策を検討してまいります。

産業の変化に伴い生活に困窮する労働者が発生しないよう、本市とハローワーク長岡、長岡商工会議所、長岡地域商工会連合で構成する「長岡市雇用対策協議会」において、関係団体が相互に連携しながら、新しい仕事の機会の提供や職業訓練などの情報提供を行うなど対策を進めてまいります。

(産業支援課、人材・働き方政策課)

4 社会保障、医療、福祉政策

(1) 長岡地域の医療体制を堅持するとともに、地域医療を支える、医師、看護師をはじめ医療関係者の人材確保と労働環境の改善に引き続き努められたい。特に現在休診中の診療科目(立川病院の消化器内科専門医など) このための財政支援等を強化するよう国、県と協力して、施策を推進されたい。特に、診療報酬は公的価格で決められており、物価高に対して価格転嫁は全くできないことから、市としても人材確保のため医療機関に対して職員の処遇改善を目的とした助成金の新設などを検討されたい。

(回答)

医療人材の不足や偏在は全国的な課題であり、本市としても危機感を持って取り組まなければならない問題であると認識しております。

本市といたしましては、国、県及び関係機関に対し医師確保を強く要望するとともに、市内の基幹3病院に対して医師をはじめとする医療人材の確保を含めた運営費の財政支援を実施しているところです。

また、医師の偏在解消、地域医療構想の実現、医師の働き方改革を国及び県が推進しており、限られた医療資源の配置が最適化されることによって、労働環境の改善が図られることが期待されています。

今後も新潟県や長岡市医師会、基幹3病院と連携して必要な支援を継続していくことで地域医療を守ってまいります。

(保健医療課)

- (2) 介護事業関係者の人材確保と労働環境の改善に引き続き努められたい。制度を担う労働者が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、一定の期間従事している労働者には、慰労金付きの報奨制度を創設するなどの措置を事業者等と協力して講じられたい。特に、介護報酬は公的価格で決められており、物価高に対して価格転嫁は全くできないことから、市としても人材確保のため事業者に対して職員の処遇改善を目的とした助成金を新設されたい。

(回答)

介護職員の処遇改善については、これまで国が定期的に調査・検証を行いながら、介護報酬における処遇改善加算の充実を図ってきており、2026年6月には臨時の報酬改定により加算対象職種の拡大とともに、加算率を更に引上げる方針が示されるなど、賃金及び労働環境の改善に対し支援がなされてきたところです。本市といたしましては、引き続き、事業者に対して制度周知を行い、取得に向けた支援に取り組むとともに、介護職員の処遇改善が進むよう、引き続き国に要望してまいります。

(介護保険課)

- (3) 新潟県労働者福祉協議会が生活相談窓口として長岡地区労働者福祉協議会に開設している、「新潟県ライフサポートセンター」について、延べ相談件数は7,355件(08年以降の長岡市5,026件、他市町村2,329件)、直近一年間でも443件(内他市町村259件)の相談が寄せられている。引き続き市民への相談窓口として周知活動への支援をお願いしたい。

(回答)

本市は、新潟県労働相談所の相談体制が下越地域に集約される中、新潟県ライフサポートセンターには、中越地域に立地する常設の勤労者相談窓口として大変期待しており、連合中越地域協議会への活動支援を通じて、勤労者からの生活相

談活動を応援するとともに、労働・就労相談の窓口の一つとして、市のホームページへ掲載するなどして周知を図ってまいります。

また、生活困窮者の相談窓口である長岡市パーソナル・サポート・センターにおきましても、新潟県ライフサポートセンターの周知を図ってまいります。

(人材・働き方政策課、生活支援課)

- (4) 医療・介護・健康・福祉・子育て等分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業(相談支援・参加支援・地域づくり)の実施体制を整備されたい。このためにも支援者が孤立することなく様々な社会資源と協働で、地域に則した支援を促進できる体制を整備されたい。

(回答)

地区担当制による保健活動を強化し、個人や世帯の抱える複合的な健康課題に対して、家族や近隣住民、関係機関と連携しながら支援を行います。

また、地区の健康課題を分析し、誰もが健康に過ごせる地域づくりを目指します。

アオーレ長岡にある総合窓口の福祉窓口において、障害・高齢・児童・医療費助成等の事業の受付業務をワンストップで対応しております。

こども分野においては、今年度より、教育委員会の各部局を横断したチーム「みらいのたねサポートチーム」を新たに結成し、支援者間のネットワーク強化につなげたほか、多職種が一つの事例について深く考える機会をもつ学習会を定期的で開催し、支援者自身のエンパワメントと支援者同士の連携強化を図っております。

重層的支援体制整備事業は、昨今住民が抱える課題が複雑化・複合化しているケースが増加し、そのニーズに対応できる包括的支援体制の実現に向けた手段の一つとして、社会福祉法において努力義務化された事業と認識しております。

今後も、今まで以上に市民に寄り添った支援、誰ひとり取り残されない包括的な支援体制の確立を目指す上で、重層的支援体制整備事業の実施も踏まえた研究・検討を行ってまいります。

(福祉総務課、健康増進課、福祉課、子ども家庭センター)

5 人権・ジェンダー平等政策推進

- (1) 若年層の女性の市外流出率が男性を上回っている。この背景の一つとして、未だに残る男女差別意識があると思われる。この解消のためにも、「長岡市男女共同参画社会基本条例」「第3次ながおか男女共同参画基本計画」に則っとり、男

女平等社会の実現に向けて実効ある施策を引き続き推進していただきたい。また、企業、市民のジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスに対する意識向上にむけ、研修会の開催など啓発に努められたい。

(回答)

ジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスへの理解を深めることは重要と考えており、本市でも意識啓発に努めています。今年度は市政だよりの特集記事を掲載するなど、市民の意識向上に努めました。今後も引き続き、性別による固定的な役割分担意識の解消など、男女平等社会の実現に向けた施策を推進してまいります。

(人権・男女共同参画課)

(2) 新潟県では「障害者差別解消のための条例」制定を検討した。長岡市においても「障害者差別解消のための条例」の制定を検討されたい。また、次の具体的対策も講じられたい。①障がい者に対するあらゆる形態の差別を明確に禁止し、違反行為に対して厳格な措置を講じる。②市民への障がい者に対する理解促進と啓発活動を強化する。③差別に関する苦情や相談を受け付ける専用機関を設置し、迅速かつ適切に対応する。④公共施設やサービスのアクセシビリティを改善し、障がい者が平等に利用できる環境を整備する。

(回答)

本市における「障害者差別解消のための条例」の制定については未定です。新潟県の「障害者差別解消のための条例」の施行状況や、県内他市町村の制定状況など今後の動向を注視してまいります。

また障害者差別解消のための具体的対策として、市民や企業に対する啓発活動を行っておりますが、他市の先進事例を参考に効果的な手法について研究してまいりたいと考えています。

(福祉課)

6 環境、食料、農業政策

(1) カーボンニュートラル実現を目指して、策定された「長岡市カーボンニュートラルチャレンジ戦略 2050」による地球温暖化対策の改定作業や計画の実施にあたっては、環境審議会での議論と併せて、次世代を担う子ども・若者の意見も反映できるよう、社会対話を重視した子ども・若者環境会議の開催など、先進事例を参考に社会対話を重視した取り組みとなるよう進められたい。

(回答)

令和6年3月に気候変動適応対策を含む地球温暖化対策実行計画を改定し、環

境審議会での意見を踏まえ、市民の行動変容を促すデコ活4コマまんがを小中学生から募集したほか、長岡造形大学の学生が地球温暖化防止を周知する活動を支援するなど、子ども・若者が主体となった取り組みを進めてまいりました。

また、環境審議会委員に次世代枠を設け、次世代を担う子ども・若者の意見が反映できるよう運営を見直してまいりました。

引き続き、脱炭素社会に向けた施策の検討・実施にあたっては、先進事例の研究も含め、社会対話に努めてまいります。

(環境政策課)

(2) 中山間地の活性化と国土の均衡ある発展、環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流推進のため、Iターン、Jターン、Uターンなどにより地方で生活したい人のための基盤や受け入れ体制の整備に引き続き努められたい。特に耕作放棄地と空き家対策と移住者受入策を合わせた政策を、先進地の事例を学びながら、市民協働の視点で推進されたい。また、冬期間の燃料費補助、夏の水道料金への補助なども検討されたい。

(回答)

中山間地域は、食料の供給、水源の涵養、国土や環境の保全、豊かな自然や伝統文化との触れ合いと安らぎの場の提供、その他重要な公益的機能や豊富な地域資源を有しています。こうした中山間地域や地方都市での豊かな暮らし、移住への関心が高まる中で、地域おこし協力隊など外部人材の活用を含む移住者の受入れ体制の充実を図るとともに、耕作放棄地と空き家対策を連動させた取り組みについて、関係部局間で連携して先進地の事例も研究しながら、中山間地域の振興を総合的に推進するよう努めてまいります。

(地域振興戦略部、都市政策課、広報・魅力発信課、農水産政策課)

(3) 農林水産業のみならず、住民の生活空間にも深刻な被害を及ぼしている野生生物対策として、捕獲従事者を確保し、被害防止と保護管理に関係する行政機関、団体の連携、獣医師などとの協力のもと、野生生物の生息密度を、本来の自然生態系と均衡した適正レベルに維持する施策を推進されたい。また、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉(ジビエ)などへの有効利用をはかられたい。

(回答)

近年、野生鳥獣が人の生活圏に出没する件数は増加傾向にあり、今年度はクマの出没が新潟県全体で過去最多を記録し、市内では人身被害が発生したことから、市民の安全安心な生活を守るために、鳥獣被害対策を強化していきます。

鳥獣被害対策の要となる捕獲については、クマやイノシシの出没情報に応じて捕獲わなを設置することで捕獲圧を高めるとともに、主に猟友会会員をメンバー

とし、地域の捕獲活動を担う『鳥獣被害対策実施隊』に対しては、わな等の購入、狩猟免許や新規猟銃取得の助成などの活動支援や待遇向上などを通して、担い手の確保に努めます。

また、人里に鳥獣を寄せ付けない環境整備のための不要果樹伐採や鳥獣緩衝帯整備、電気柵の導入などに対する支援を継続・強化するとともに、地域に出向いての研修会や設置した電気柵の効果を高めるための訪問点検などを実施し、地域に寄り添った対策を推進します。併せて、市町村の枠を越えた捕獲体制の構築や連携、県内全域における包括的な鳥獣被害対策の推進を県に働きかけるとともに、県が示す個体数推計や生息分布を参考とした捕獲圧をかけるべきエリアの選定など、個体数管理に向けた取り組みを関係機関と連携しながら展開してまいります。

捕獲した有害鳥獣をジビエなどに有効活用することは、地域の活性化に向けて有益な取り組みであると認識しておりますが、持続可能な事業としていくためには、必要な捕獲頭数の確保や、流通・販売体制の整備、さらには衛生面での管理など、多くの課題があるものと認識しておりますが、地域内では民間団体がジビエに関する新たな取り組みを実施する動きも出ておりますので、こうした動向を注視しながら、情報収集や検証も含め、今後研究を進めてまいります。

(鳥獣被害対策課)

7 防災・まちづくり・交通・運輸政策

- (1) 高齢者や障害者はもとより、すべての市民が利用しやすい公共交通機関等の交通手段の確保に向け、「長岡市地域公共交通網形成計画」に基づき市内公共交通体系の構築につとめられたい。特に、バス路線維持のため、運転手の確保は喫緊の課題となっているので、県外からの移住を伴う運転手就労支援制度や就業支度金制度の新設などを検討されたい。

(回答)

本市では、令和5年3月に策定した長岡市地域公共交通計画に基づき、誰もが安心して利用できる公共交通網の構築を目指すとともに、地域の実情に応じた持続可能な公共交通の実現に向け、取組みを進めてまいりました。しかしながら、人口減少や交通事業者の運転士不足などから、将来的な公共交通の運行体制維持が難しくなってきています。

こうした背景から、現在策定中の次期「長岡市総合計画」の「変わるれ！宣言」に公共交通の確保を位置づけ、自家用車を使わなくても安心して暮らせるまちづくりに力を入れてまいります。

令和8年度からは、次期「地域公共交通計画」の策定作業に着手し、現状分析

や移動ニーズの把握を行った上で、移動に関する課題を解決するための具体的な施策を交通事業者とともに検討・立案し、利便性の高い公共交通網の構築や将来にわたって持続可能な移動手段の確保に取り組んでまいります。

ご要望の運転手確保につながる支援策については、施策検討の参考とさせていただきます。

(都市政策課交通政策室)

- (2) 交通事故・負傷者の減少、交通事故死亡者ゼロをめざし、事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるための道路整備や信号制御の高度化を行い、地域事情に応じて、安全で人間優先のみちづくりを推進されたい。このためにも、雑草による視界不良、道路舗装の穴ぼこなど、道路管理者の瑕疵責任を問われかねない状況に迅速に対応するため、SNS 活用による通報制度の拡充・周知などを検討されたい。また、交通渋滞解消のため長岡東西道路の4車線化による完成形を早期に実現していただきたい。

(回答)

本市では、長岡市公式 LINE アカウント（防災メニュー＞道路・河川等損傷通報）で通報を受け付けており、道路、河川、公園などの異常について、市民から情報提供いただき、維持管理業務に活用しております。

また、国土交通省においても、道路緊急ダイヤル#9910 の公式 LINE アカウントを作っており、市道に関する通報があった際はメールで情報提供を受けております。

なお、SNS のほか、市内郵便局と連携し、郵便の集配などにおいて、道路損傷等に関する情報提供を受けております。

これらの情報は、市ホームページにて周知をしているところですが、より認知されるよう検討してまいります。

長岡東西道路フェニックス大橋及び周辺の道路に渋滞が発生しており、その解消が喫緊の課題となっています。

長岡東西道路4車線化等の整備を進めることで、ラダー型広域幹線道路網が強化され、交通渋滞緩和が期待できるほか、利便性向上による企業誘致、防災力の強化、救急医療施設へのアクセスなど、さまざまな面で大きな効果があると考えています。

令和5年に「長岡東西道路4車線化等整備促進期成同盟会」を設立し、官民一体となって、要望活動を進めてきました。新潟県も、長岡東西道路の西宮内1丁目交差点改良、消雪設備整備等を実施しております。4車線化整備につきましても、引き続き要望してまいります。

(道路管理課、土木政策調整課)

8 教育政策

(1) 猛暑対策として市立小中学校の普通教室の冷房設備の設置に引き続き、特別教室（理科室、音楽室、家庭科室、技術室など）や体育館の冷暖房設備を整備されたい。

特に授業に支障を来している特別教室については早急に設置されたい。

(回答)

学校の冷房設備については、全小中学校の管理諸室と普通教室に整備しました。

現在は、使用頻度の高い理科室や、音漏れへの配慮が必要な音楽室について優先的に整備を進めており、今後も引き続き計画的に整備を行ってまいります。

体育館の冷暖房設備についても、国の環境改善交付金を活用して、できるだけ早期に整備できるよう、準備を進めてまいります。

(教育施設課)

(2) ゆきとどいた教育環境を築くため、小・中学校における30人以下学級の拡大について関係機関に働きかけられたい。また、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するためにスクール・サポート・スタッフ（教育業務支援員）を全校に配置されたい。

(回答)

令和3年4月1日施行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する一部を改正する法律により、令和7年度初めに、小学校の全学年における現行の学級編制の標準を40人から35人に引き下げました。

また、令和6年12月24日に、国は、公立中学校の1学級当たりの上限人数を令和8年度以降、現在の40人から35人へ順次3年間かけて引き下げることを決め、義務標準法の改正を進めています。県教育委員会では、平成27年から小学校1、2年学級においては32人以下、中学校で1学級あたり25人を下回らない場合のみ35人以下の学級編制ができる事業を実施しています。

引き続き、小中学校のさらなる少人数学級の実現に向けて、国や県の施策の方向性がぶれないように、関係機関等に働きかけてまいりたいと考えております。

スクール・サポート・スタッフ（教育業務支援員）は全校配置が難しい状況ですが、令和7年度15名を小学校25校に配置しております。教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できることから、今後も人員の増員や、兼務拡充による配置校の拡大に努めてまいります。

(学校教育課)

(3) 物価上昇の影響が、児童生徒の学校生活に影響を与えないよう、学校運営経費の拡充を引き続きはかられたい。特に、学校給食については、安心して安全な学校給食となるよう、自校調理方式をできる限り維持されたい。また学校給食費については、行政事務のDX推進、不正防止の観点からも、早急に公会計化を進められたい。公会計化にあわせて福祉部門等の連携により、困窮世帯の把握に努められたい。

(回答)

学校給食については、食数が多い学校において、自校調理方式をできる限り維持するよう努めてまいります。

給食費の公会計化については、徴収・支払業務を行うための会計システムの改修や各学校で給食費が一律でないことなど様々な課題がありますが、まずは各学校の給食費の額を近づける取組などの検討を進めてまいります。

なお、経済的支援が必要な家庭に対する給食費は、全額を公費で対応しております。

(学務課)

(4) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善に向けた施策を推進されたい。特に、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠などを就業規則に明記することなどについて、加算施設の設置者に対し周知の徹底をはかられたい。また、保育園、こども園への年度途中の入園が、厳しい状況となっていることから、年度途中でも入園できる人員体制をとれるよう、処遇加算の拡充、配置基準の柔軟化等を検討・要望し保育人材の確保に努められたい。

(回答)

子どもたちの健やかな成長を支えるために、幼児教育・保育の「質の確保」は重要であると認識しております。

労働条件と職場環境の改善については、各施設において実状に応じて適切な職員配置をしながら、ICT化等による保育士の業務負担の軽減に努めております。また、国が、公定価格において処遇改善加算に加え、ここ数年は人事院勧告を踏まえた単価（人件費分）の増額改定が行われています。引き続き処遇改善の就業規則等への記載については、対象の施設に周知するとともに、処遇関係手続の際に確認してまいります。なお、放課後児童支援員の処遇改善については、令和7年度より賃上げを行いました。

人員体制については、保育士が入居する宿舍借り上げ経費の一部補助や現場を離れている保育士の再就職支援等と合わせて子育て支援員の活用により、引き続

き年度途中入園の受入れに努めてまいります。

(保育課、子ども政策課)

(5) 子の利益の確保を目的とした改正民法(家族法)の施行までの間に、法の趣旨および国会審議も含めた内容について、共同親権の導入により大きく影響を受ける学校および保育園・こども園をはじめとした関係機関などに正確に伝わるよう、法務省が作成するQ & A形式の解説資料やパンフレットなどを活用し周知されたい。

(回答)

現時点では、学校及び保育園・こども園等へのパンフレット等配布は行っておりませんが、改正民法の施行により、未成年者の親権について父母共同親権が選択できるようになることについて、離婚届出の相談を受けた際に、国の作成したパンフレットを配布するとともに、本市ホームページ等での正確な周知を進めてまいります。

(学校教育課、保育課、市民課)